

施設系サービス 管理者 様
訪問介護事業所 管理者 様
通所介護事業所 管理者 様

吹田市福祉部福祉指導監査室長

介護職員が行う喀痰吸引等業務に関する注意喚起について

介護職員による喀痰吸引等業務に関し、不適切な内容で実施されているとの通報等により、改善勧告を行う事例が発生しています。

施設、事業所等において、介護職員が喀痰吸引等業務を行う場合は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に定められた要件に基づき、適切に実施することが必要です。

つきましては、貴施設、貴事業所における実施状況につき定期的な自主点検を行い、利用者の安全の徹底を行っていただくようお願いします。

【主な改善勧告の事例】

- ・研修を修了していない介護職員による喀痰吸引等業務の実施
- ・認定された範囲を越えた業務の実施
(経過措置の認定にもかかわらず、胃ろうの接続・注入を行うケースなど)
- ・事業者登録を行わず介護職員による喀痰吸引等業務の実施
- ・業務方法書に従わない喀痰吸引業務の実施
(医師の指示書がない、各入所者の業務計画書が策定されていない、日々の実施記録の記載がない、医師に実施状況報告がないなど)
- ・変更届の未提出
(喀痰吸引等業務従事者に変更があった場合などにおいて、変更届が未提出)

吹田市福祉部福祉指導監査室
介護事業者担当
TEL 06-6105-8009